

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）第 21 条第 6 項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十月二十二日
東京圏国家戦略特別区域会議

国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 東京都港区海岸一丁目地内

縦覧場所 港区都市計画課（港区役所 6 階）

縦覧期間 公告の翌日から二週間

意見書の提出先 港区芝公園一丁目 5 番 25 号 港区都市計画課都市計画係